



---

## 図書の継続公開の具体的な運用

---

改正環境影響評価法の施行に関する技術検討会（第3回）

令和7年12月23日  
環境省 環境影響評価課

# 第2回でいただいた御意見

## 電気事業連合会

- 事業者からの同意を広く得るために、**図書公開の公的・制度的位置づけの明確化や、適切なルールに基づく運用が重要**。また、**権利者に求められる同意事項が明確化**されることが必要。事業の透明性の向上により、地域の理解の醸成につながるという点については意義があるものと考える。

## 一般社団法人 日本風力発電協会

- 事業者にとっての継続公開の意義・メリットを明確にしていただきたい。

## 日本地熱協会

- 図書公開に関しては、競争上の機密情報や希少種追加指定による非公開化の懸念が将来的にあり、**一部公開取り下げ等のルール整備**が必要。

## 公益財団法人 日本自然保護協会

- 図書の公開方法に関して、事業位置が地図で示されるような**検索のしやすさが必要**ではないか。また、**的確なルール作りと、注意喚起**などの努力が公開数の増加にもつながると考える。

## 公益財団法人 日本野鳥の会

- きちんと公開を行っている事業者が社会的に**メリットを得られる仕組み**を作っていくべき。

## 一般社団法人 日本環境アセスメント協会

- 公開された図書を、例えば累積的影響や、**後続事業の環境影響評価等**にどのように活用できるのかを示すことが**必要**。また、自治体のアセス関係者以外にも**アセス図書を活用される意味**について周知されることが大事。

## 検討委員

- 事業者へのインセンティブが重要。
- 後続事業のアセスの効率化につながり、これがインセンティブになるという俯瞰した視点が求められるのではないか。

# アセス図書の継続公開の具体的な運用について



## ウェブページの記載事項

- 閲覧者に対して制度の理解を促すため、アセス図書の公開を行うウェブページにおいて以下の周知すべき事項を明記するなどの措置を行う。

### ＜周知事項＞

- ・本制度の趣旨は、事業の透明性の向上による地域理解の醸成、後続事業者の効果的・効率的なアセスの実施であること。
- ・本制度によるアセス図書の公開は、上記趣旨のために行うものであり、意見聴取のため実施するものではないため、事業者に対する問合せ・意見は受け付けられること
- ・事業者が有する権利を踏まえたアセス図書の取扱い

### ＜記載例＞

アセス図書は、著作権法により保護されています。事業者等の許諾を得ないで、複製等を行うことは禁止されています。

## 事業者の同意

- 現在、「環境影響評価図書の公開について（改訂版）」（令和4年6月30日付け環政評発第2206303号）で示されている「環境影響評価図書の公開に係る許諾書」により、事業者の許諾を得てアセス図書を公開している。
- 当該許諾書を参考に、同意書については以下の事項を盛り込む。
  - ・ 事業者の同意を促すため、アセス図書の公開は、後続事業の効果的・効率的なアセスの実施に資するものであり、後続事業の円滑な実施につながるものであることを明記する。
  - ・ 複製（ダウンロード・印刷）の可否についても確認することとする。

# アセス図書の掲載イメージと今後の運用に当たって

## ＜アセス図書の掲載ウェブページのイメージ＞

	配慮書	方法書	準備書	評価書	報告書
● 道路の新設及び改築					
A事業 (a会社)	R8.4	R9.4	R10.4	R11.4	R12.4
B事業 (b会社)	R8.4	—	—	—	—
● ダムの新築、堰の新築及び改築の事業					
C事業 (c会社)	R8.4	R9.4	—	—	—
D事業 (d会社)	R8.7	—	—	—	—
● 鉄道の建設及び改良の事業					
E事業 (e会社)	—	—	—	—	—
・	—	—	—	—	—
・	—	—	—	—	—

- 事業名及び事業者名を明記。
- アセス図書が公表された年月を記載し、以下のとおり分類。

**青字**…同意の上で公開されているもの  
黒字…同意されず公開されていないもの  
「-」…図書がまだ作成・公表されていないもの

## ＜アセス図書公開事業と位置情報のリンク＞



環境省HP（環境影響評価情報支援ネットワーク）の「環境アセスメント事例全国マップ」と図書の情報を紐づけることで、後続事業者が周囲の事業のアセス図書にアクセスしやすくなるよう、利便性の高いデザインとする。

## ＜今後の運用に当たって＞

- 上記の他、事業者及び閲覧者が適切に制度を活用できるようなルールづくりや同意率を向上させるための取組を施行に向けて引き続き検討していく。
- 施行後においても、公開の状況を踏まえて、不断の見直しを実施していく。